

第10回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第10回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	令和元年8月2日（金） 午前10時00分から正午まで	
場所	利根町役場 4-A会議室	
出席者	委員	坂野委員長，手塚副委員長，加藤委員，市川委員，船川委員，新井委員，蓮沼委員，飯塚委員，加川委員，吉岡委員，大越委員，菅沼委員，寺島委員，鈴木（亜）委員
	事務局	企画課 川上課長、藤波課長補佐，鈴木係長，高野主査，東主任，栗原主任
欠席委員	猪鹿月委員，鈴木（弘）委員	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 町民の権利，町民の役割と責務について 3 条例の位置付け，最高法規性について 4 参加及び協働の定義について（ワークショップ） 5 次回の開催日について 6 その他 7 閉会 	
配付資料名	<p>第10回利根町自治基本条例検討委員会 次第</p> <p>資料1（仮称）利根町自治基本条例 町民の権利（素案）修正案②</p> <p>資料2（仮称）利根町自治基本条例 町民の役割と責務（素案）修正案②</p> <p>資料3（仮称）利根町自治基本条例 条例の位置付け（素案）</p> <p>資料4 自治基本条例／協働のまちづくり条例他 他市町村比較表</p>	
議事内容	次ページ以降の通り	

	<p>1 開会 (事務局が資料確認)</p> <p>2 町民の権利, 町民の役割と責務について (事務局より「資料1 (仮称) 利根町自治基本条例 町民の権利 (素案) 修正案②」及び「資料2 : (仮称) 利根町自治基本条例 町民の役割と責務 (素案) 修正案②」に基づき説明)</p>
委員長	まずは、資料1に関して、何か質問、意見等はあるか。
委員	資料1の「最大限尊重されます」と資料3の「最大限尊重するものとします」は、表現を統一した方がいいのではないか。
委員長	これについては、資料3についての議論の中で確認させていただきたい。
委員長	他に質問、意見等はあるか。
	(特になし)
委員長	では、資料1の「町民の権利」については、これで決定とさせていただく。 次に、資料2の「町民の役割と責務」について議論していきたい。資料2については、前回、多数決を採りながら進めてきた。本日の議論では、最終的にD案又はE案ということで多数決を採ることになると思う。そこで、まずはこの資料2について、皆様の意見を伺い、その後に多数決を採りたいと思う。
委員	E案で「次の世代のことを」とあるが、次の世代のことだけに限定しているように感じるので、「次の世代のことも」とすれば、現代、未来の両方を表せるのではと思う。
委員	D案の方が簡潔な文章になっており、いいと思う。
委員	感覚として、D案の方が、現在と未来含め全体を含めるような表現になっているのでいいのではと思う。
委員	コンパクトにまとまっており、分かりやすいのはD案だと思う。
委員	「互いに尊重する」というのは、現在の人々について尊重するということであり、まちづくりについては「次の世代」のことも含めて考えるべきであると思うので、多少、文章に違和感を覚える部分もあるが、E案がいいと思う。
委員	「次の世代のこと」を考えるとというのは、基本的なことであり、あえてここで書く

<p>委員長</p>	<p>必要はないと思うので、D案がいいと思う。</p> <p>それでは多数決を採りたいと思うので、挙手願いたい。</p> <p>(修正案D：10人，修正案E：3人)</p>
<p>委員長</p>	<p>では、修正案Dで決定とさせていただきます。</p>
<p>委員長</p>	<p>3 条例の位置付け，最高法規性について</p> <p>前回，加藤委員より自治基本条例の最高法規性について説明いただき，条文の文言については事務局に一任することになっていたかと思う。では，事務局より説明をお願いしたい。</p> <p>(事務局より「資料3（仮称）利根町自治基本条例 条例の位置付け（素案）」に基づき説明)</p>
<p>委員長</p>	<p>先ほど，資料1の「尊重されます」と資料3の「尊重するものとします」について，表現が違うとの意見があったが，この点について事務局から何か説明はあるか。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料1は権利についての条文であり，主語である「町民」は権利を受ける側となるので，「尊重されます」としている。資料3は「町民及び町」が主語となっており，それらが主体として，この条例を尊重しなければならないということで，「尊重するものとします」としている。</p>
<p>委員長</p>	<p>その他に質問，意見等はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>資料3の「自治 or まちづくり」という部分について，「自治」と「まちづくり」を並べてみると，「自治」は今あることに対するもので平面的な印象を受ける。対して「まちづくり」は，そこに時間軸が加わって，前に進んでいくような感じがする。</p>
<p>委員長</p>	<p>その他に質問，意見等はあるか。</p> <p>(特になし)</p>
<p>委員長</p>	<p>4 参加及び協働の定義について（ワークショップ）</p> <p>今回は，皆様に利根町としての参加及び協働の定義を考えていただくため，ワークショップ形式での議論を行っていただく。まずは，事務局より他の自治体では参加及び協働についてどのように定義しているのか説明いただきたい。その後，加藤委員より，前回の復習も兼ねて「参加と協働」について説明をしていただいてから，ワークショップに入りたいと思う。</p>

(事務局より「資料4 自治基本条例／協働のまちづくり条例他 他市町村比較表」に基づき説明)

(加藤委員より「参加と協働」について説明。)

(ワークショップを実施)

○ワークショップの概要

時間：約50分間

Aグループ：委員6名，ファシリテーター1名（加藤委員）

Bグループ：委員5名，ファシリテーター1名（副委員長）

参加及び協働の定義について，ファシリテーターを中心に議論を行った。

議論時間の終了後，各グループの議論で出された意見について，ファシリテーターから発表された。

※議論の中で出されたキーワードについては，別添「ワークショップ 意見一覧」のとおり

6 次回の開催日について

次回の開催日：令和元年10月18日（金）午前10：00からで決定された。

7 その他

8 閉会

以上。